

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



まん延防止等重点措置が3月6日(日)まで延長されました

要請内容と1日あたりの協力金の額

＜あいスタ認証が済んでいる店舗＞

- ① 20時までの時短営業 & 酒提供なし
…1日あたり3万円
- ② 21時までの時短営業 & 酒提供は20時まで
…1日あたり2.5万円

＜あいスタ認証が済んでいない店舗＞

20時までの時短営業 & 酒提供なし
…1日あたり3万円

日によって酒提供の有無を使い分けることはできません。

協力金の申請開始は3月上旬の予定です

1月21日から実施されている「まん延防止等重点措置」が、3月6日まで延長となり、3月6日まで延長となり、県交渉で、「あいスタ」認証を完了した。このため、協力金の申請も3月上旬からになり、前提条件にしないよう求めました。今回の協力金より』1月31日号でお知らせした内容と変わりません。『あいスタ』認証を受けている店舗でも申請可能になり、2月14日以後も引き続き酒類の提供をせず、20時までの時短営業をすれば協力金を申請できます。なお、民商では昨年の愛知

要請内容は、『春日井民商だよりは「あいスタ」認証をしていない店舗でも申請可能になり、2月14日以後も引き続き酒類の提供をせず、20時までの時短営業をすれば協力金を申請できます。なお、民商では昨年の愛知



愛知県感染防止対策協力金を支給された方は注意が必要です

県の要請に基づいて休業・時短営業した飲食業の会員には、昨年感染防止対策協力金が給付されており、昨年中に全額入金された場合は1040万5000円になります。それが売上加算されるため所得税をはじめ市県民税・国保なども高額になります。所得が290万円を超えると個人事業税の対象にもなります。

民商としては協力金への課税は反対ですが、計算結果に驚かないようにお金の用意をしておく必要があります。

各支部で確定申告相談会が行われ、多くの会員が互いに教えあいながら申告書を完成させていますが、支部の申告相談会で確定申告書を作成した居酒屋の会員は、「今まで所得税はゼロだったが、今年は100万円を超えた。お金は残してあるが…。協力金に課税するのはやめてほしい」と話していました。

支部申告相談会の日程です

＜東支部＞

- 2月20日(日) 13時～15時 高蔵寺ふれあいセンター
- 2月26日(土) 10時～12時 岳
- 2月27日(日) 13時～15時 高蔵寺ふれあいセンター
- 3月5日(土) 18時～20時 高蔵寺ふれあいセンター

＜西支部＞

- 2月23日(水) 13時～15時 西部ふれあいセンター
- 2月26日(土) 18時～20時 西部ふれあいセンター
- 3月2日(水) 19時～21時 西部ふれあいセンター
- 3月6日(日) 18時～20時 西部ふれあいセンター

＜南支部＞

- 2月20日(日) 10時～12時 レディヤンかすがい
- 3月2日(水) 19時～21時 ふあんふあ
- 3月6日(日) 10時～12時 レディヤンかすがい

＜北支部＞

- 2月27日(日) 10時～12時 民商事務所
- 3月5日(土) 14時～16時 総合福祉センター

パソコン入力会 (予約制)

3月8日(火)までの毎週火・木曜日

- ① 午前の部 10～12時
- ② 午後の部 14～16時
- ③ 夜の部 19～21時

※2/22(火)は都合により休みます

※夜の部は2/24(木)のみ

いずれも民商事務所2階



事業復活支援金申請の相談については、確定申告終了後にお願いします。